

用語集

病院機能評価【資料2 P2】

患者さんが適切な医療を安心して受けられるように、中立的な第三者機関である(財)日本医療機能評価機構が、医療機関の医療の質や機能を専門的見地から行う評価のこと。平成20年8月25日現在、全国2,530病院(約3割)、道内128病院、札幌市内60病院が認定を受けている。

7対1看護体制【資料2 P2】

病棟における看護職員の配置基準で、夜間・休日も含めた平均で、入院患者さん7人を看護職員1人が担当すること。他に、「10対1」、「13対1」、「15対1」などがあり、「7対1」看護は、患者さんが最も手厚い看護を受けられる体制となっている。

DPC(Diagnosis Procedure Combination)【資料2 P2】

DPCは、入院患者の病気や症状と治療行為を組み合わせた分類(診断群分類)のこと。DPC対象病院は、これまでの出来高方式ではなく、DPCに基づいて定められた1日当りの定額の点数を基本に、入院医療費を算定している。

三次救急(第三次救急医療機関)【資料2 P7】

複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に対し、高度な医療を総合的に提供でき、常に重篤な救急患者の受入れ及びこれに対する高度な治療が可能である等の要件を満たす医療機関。

二次医療圏(第二次保健医療福祉圏)【資料2 P8】

医療法に基づき定められた区域の一つで、医療資源の適正配置を図る地域単位。市町村単位を超え、比較的高度で専門性の高いサービスを提供することを目的とする。札幌圏は、札幌市のほか、江別市、千歳市等6市1町1村からなる。

基準病床数【資料2 P8】

基準病床数とは、地域の医療ニーズに対応して2次医療圏ごとに策定される病床枠のことで、病院全病床と有床診療所療養病床の数を規制する基準値のこと。

不良債務【資料2 P9】

不良債務とは、流動負債(1年以内に支払期限が到来する負債)の額が流動資産(1年以内に現金化が予定されている資産)の額を超える額のこと。資金面で当面の支払い能力を超える債務であり、実質的な資金不足といえる。

収益的収支【資料2 P10】

企業の経営活動に伴い発生する収益とそれに対応する費用のこと。収益的収支における収入は、サービス提供の対価としての料金等の収益を計上し、支出にはサービス提供に関する職員給与費、水道光熱費、減価償却費、支払利息などを計上している。

資本的収支【資料2 P12】

建物や機械などの施設整備を行う際の企業債収入や、現有施設に要した企業債の元金償還などの予定を示すもの。収入には企業債や他会計からの出資金、長期借入金などを計上し、支出には建設改良費、企業債償還元金、他会計からの長期借入金償還金などを計上する。

建設改良費【資料2 P12】

固定資産の新規取得又はその価値の増加のために要する経費のこと。

地方公営企業法全部適用【資料2 P14 他】

地方公営企業法の全規定（事業管理者の任命、独自の職員採用、経営状況に応じた給与の決定、企業会計による財務処理など）の適用を受けること。全部適用になると、従来は首長であった経営責任者が企業管理者となり、拡大された権限により、経営に求められる柔軟的、迅速的な取り組みが可能となる。

急性期医療【資料2 P16】

病気の発症から、症状が回復に向かう時期の手厚い、集中化した治療で、慢性期医療と対比される。

政策医療【資料2 P16】

難病対策や感染症対策等、採算上の面から民間医療機関では担うことが困難であり、国や自治体が優先的に取り組むべきものとして位置づけられた医療のこと。

行政医療【資料2 P16】

各種の法律に基づき行政の対応が要請される医療、あるいは社会的な要請を背景に各種医療の中から特に行政が対策を講じる医療（感染症、エイズ、結核、小児救急等）のこと。

周産期医療【資料2 P16】

周産期とは、妊娠後期から新生児早期までの出産に関する時期を一括した概念であり、この時期に母体、胎児、新生児を総合的に管理して母と子の健康を守る医療を周産期医療という。

ESCO（Energy Service Company）事業【資料2 P21】

民間のノウハウ、技術等を活用することによって、省エネルギー化の推進による環境負荷の低減や光熱水費の効果的な削減を図ることを目的とした事業。

経常収支比率【資料2 P22】

「 $(\text{経常収益} \div \text{経常費用}) \times 100$ 」で表され、経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示す指標のこと。

単年度資金収支【資料2 P22】

一事業年度における現金（資金）への収支のこと。

地方独立行政法人【資料3 P6】

地方独立行政法人法に基づき、地方公共団体が出資して設立する法人で、その経営については地方公共団体から一定の自主性を有する。

指定管理者制度【資料3 P6】

地方公共団体が指定する法人その他の団体に、公の施設の管理を行わせるもの。